福祉用具貸与 重要事項説明書

１　サービス提供に係る事業者について

事業者名称	社会福祉法人　邑南町社会福祉協議会
代表者（役職・氏名）	会長　石橋　純二
所在地 （連絡先・電話番号等）	〒696-0406　島根県邑智郡邑南町高見 485 番地 1 電話　0855-84-0332　FAX　0855-84-0460
法人設立年月日	平成 16 年　10 月　1 日

２　利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	邑南社協福祉用具貸与事業所
介護保険指定 事業所番号	3271800470
事業所所在地	〒696-0102　島根県邑智郡邑南町中野 3848 番地 2
連絡先	電話　0855-95-0090　FAX　0855-95-1599
通常の事業の 実施地域	邑南町

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法の理念に基づき、要介護状態（介護予防にあっては、要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	要介護状態（要支援状態）の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図り利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）、国民の休日は除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

（4）事業所の職員体制

管理者	金山　良子

	常勤（人数）		非常勤（人数）	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者		1 名		
福祉用具 専門相談員		5 名		

（5）事業の提供方法及び福祉用具の取扱い種目

事業の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等の説明を行う。

事業の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

□ 車いす	※1	□ 手すり	
□ 車いす付属品	※1	□ スロープ	
□ 特殊寝台	※1	□ 歩行器	
□ 特殊寝台付属品	※1	□ 歩行補助つえ	
□ 床ずれ防止用具	※1	□ 自動排泄処理装置	※2
□ 体位変換器	※1		
□ 認知症老人徘徊感知機器	※1		
□ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	※1		

※1･･･要支援１～２及び要介護１の方については、原則として給付が認められません。

※2･･･要介護４以上の方が給付の対象です。

※　対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

３　提供するサービスの内容及び費用等について

（1）福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介

護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

(2) 選択制の対象となる福祉用具について

福祉用具専門相談員が、貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることを利用者等に対し、十分に説明し、必要な情報の提供、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等をふまえて提案を行います。

選択制の対象となる用具を貸与する場合、福祉用具専門相談員が、利用開始後６カ月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行います。

(3) 利用料金

サービスを利用した場合の利用料の額については、当事業所の料金表によるものとし、原則サービスに要した費用の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額となります。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用開始日が開始月の 15 日以前の場合	1 カ月分全額
利用開始日が開始月の 16 日以降の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の 15 日以前の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の 16 日以降の場合	1 カ月分全額
利用開始日と終了日が同月の場合	月額利用料の全額

※　個々の貸与品名の利用料については、カタログや利用目録等を御覧ください。

※　介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（10 割）をご負担いただきます。

(4) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	通常実施地域の方は無料 ＊通常の実施地域以外の方で車両使用の場合、通常の事業実施地域を超えて 1 ㎞あたり 40 円実費が必要
搬出入費用	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。

（5）支払い方法

1カ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落し	サービスを利用した月の翌月28日（祝休日の場合は翌平日）に、指定いただいた口座より引き落とします。 【ご利用いただける金融機関】 島根県農業協同組合　山陰合同銀行　島根中央信用金庫 ゆうちょ銀行
現金払い	サービスを利用した月の翌月20日までに、現金でお支払いください。

4　衛生管理等について

（1）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（2）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

（3）自社の貸与品の消毒・保管を行う場合は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具と区別して保管します。

5　業務継続計画の策定等について

（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施すること、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6　身分証携行義務

サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

7　事故発生時の対応について

（1）利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
(3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

８　苦情等の相談窓口について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	邑南社協福祉用具貸与事業所	電話番号　0855-95-0090 面接場所　当事業所内相談室 担当者　金山　良子
	邑南町社会福祉協議会苦情処理窓口	電話番号　0855-84-0332 責任者　渡邊　健二 担当者　石橋　広美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	邑南町の相談窓口	邑南町役場　医療福祉政策課　95-1115 邑南町役場　瑞　穂支所　83-1122 邑南町役場　羽須美支所　87-0223
	邑智郡の相談窓口	邑智郡総合事務組合（介護保険課） 0855-72-3535
	島根県の相談窓口	島根県運営適正化委員会 0852-32-5913
	国保連の相談窓口	島根県国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情相談窓口） 0852-21-2811

９　ハラスメント防止について

当事業所は、職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行います。

１０　秘密の保持、個人情報の取扱いについて

(1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
(2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、

情報を提供することができます。

(3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

(4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

１１　虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

（虐待防止に関する責任者）	金山　良子

(2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に開催します。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

１２　サービスの提供内容に係る記録・保管

(1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申し出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

(2) サービス提供に係る記録を契約終了後５年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

令和　　年　　月　　日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事　業　者　　住　所　　島根県邑智郡邑南町高見 485 番地 1
法人名　　社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会
代表者　　会　長　　石橋　純二

事業所名　　邑南社協福祉用具貸与事業所
説 明 者